

議案第84号

多可町診療所条例の一部を改正する条例の制定について

多可町診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和4年12月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町診療所条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町診療所条例（平成17年多可町条例第140号）の一部を次のように改正する。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第5条 町長は、診療所の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第6条 前条の規定により管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- （1） 第3条に掲げる業務
- （2） 第4条に掲げる業務
- （3） 診療所の施設等の維持管理に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町診療所条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(委任) 第5条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 町長は、診療所の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者が行う業務)</p> <p>第6条 前条の規定により管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第3条に掲げる業務 (2) 第4条に掲げる業務 (3) 診療所の施設等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な業務</p> <p style="text-align: center;">(委任) 第7条 (略)</p>